

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B1)

(11) 特許番号

特許第5586074号
(P5586074)

(45) 発行日 平成26年9月10日(2014.9.10)

(24) 登録日 平成26年8月1日(2014.8.1)

(51) Int. Cl.		F I	
B 6 O R	13/10	(2006.01)	B 6 O R 13/10
B 6 2 J	99/00	(2009.01)	B 6 2 J 99/00 C

請求項の数 3 (全 10 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2014-100988 (P2014-100988)</p> <p>(22) 出願日 平成26年5月15日 (2014.5.15)</p> <p>審査請求日 平成26年5月15日 (2014.5.15)</p> <p>早期審査対象出願</p>	<p>(73) 特許権者 514122258 石松 達也 福岡県北九州市八幡西区池田二丁目2番3号</p> <p>(74) 代理人 100135068 弁理士 早原 茂樹</p> <p>(72) 発明者 石松 達也 福岡県北九州市八幡西区池田二丁目2番3号</p> <p>審査官 前田 浩</p>
--	--

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 収納部を備えたナンバープレートフレーム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

ナンバープレートの裏面側と車両本体との間に固定されるナンバープレートフレームであって、

書類又はカードの収納部が内設されており、

当該ナンバープレートフレームの形状は、板状の長方形であり、その正面の寸法サイズは、ナンバープレートと同一か又は外周枠程度広いものであり、

当該ナンバープレートフレームのいずれか一方の側面に、前記収納部に対して書類又はカードを挿脱可能とする挿入口と、該挿入口を塞ぐ開閉カバー部とを有することを特徴とするナンバープレートフレーム。

【請求項 2】

当該ナンバープレートフレームの側面の前記挿入口に対して、前記開閉カバー部は、

当該側面方向にスライドして開閉する、又は、

当該ナンバープレートフレームの四隅点のいずれかを支点として蝶番部によって開閉する

ことを特徴とする請求項 1 に記載のナンバープレートフレーム。

【請求項 3】

前記開閉カバー部の外側に鍵穴を有し、前記開閉カバー部が前記挿入口を塞いだ状態で、前記開閉カバー部の鍵穴に対する鍵の挿入回転によって、前記開閉カバー部と前記挿入口とが開錠 / 施錠される

10

20

ことを特徴とする請求項 2 に記載のナンバープレートフレーム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、ナンバープレートフレームの技術に関する。

【背景技術】

【0002】

「ナンバープレート」は、法律上、「自動車登録番号標」又は「車両番号標」と称される。自動車登録番号標とは、登録自動車のナンバープレートであって、道路運送車両法第 19 条に基づくものである。また、車両番号標とは、軽自動車や自動二輪車等、その他の自動車のナンバープレートであって、道路運送車両法第 73 条に基づくものである。これに対し、「ナンバープレートフレーム」（フレームに角度を付ける場合「ナンバープレートボックス」「ナンバーボックス」と称されることもある）とは、ナンバープレートの外縁部分を、外見上装飾するものであって、車両アクセサリとして市販されている。

【0003】

従来、車体に取り付けられたナンバープレートに、それを外すことなく、ナンバープレートフレームを容易に取り付けることができる技術がある（例えば特許文献 1 参照）。この技術によれば、ナンバープレートフレームは、その額縁部分に弾性材を用いて、ナンバープレートの外縁部に嵌合させるものである。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献 1】特開平 8 - 258641 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

我が国の道路運送車両法によれば、自動車（二輪車を含む）を運転する際、運転者は、「自動車損害賠償責任保険証（自賠責保険証）」
「運転免許証（免許証）」
を携帯することが義務付けられている。また、総排気量 251cc 以上の自動車については、

「有効な自動車検査証（車検証）」

も更に携帯することが義務付けられている。これらに違反した場合、50 万円以下の罰金に処せられることとなる。

【0006】

しかしながら、これら証明書を収納する車両内の箇所は、運転者によって様々である。四輪自動車であれば、ダッシュボードやリアトランクに入れておくこともできる。自動二輪車の場合、シートトランクや、運転者自らのバイク用ジャケットに入れておく場合もある。いずれにせよ、証明書の収納箇所が特定されておらず、その収納箇所に迷うこともある。特に自動二輪車ほど、車両本体の収納箇所が少なく、その収納箇所に迷うことも多い。

【0007】

そこで、本発明は、運転車両と共に携帯すべき書類又はカードを、確実に携帯し収納することができる収納物を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0008】

本発明によれば、ナンバープレートの裏面側と車両本体との間に固定されるナンバープレートフレームであって、

書類又はカードの収納部が内設（外観から見えないようにフレーム内部に位置）されており、

10

20

30

40

50

当該ナンバープレートフレームの形状は、板状の長方形であり、その正面の寸法サイズは、ナンバープレートと同一か又は外周枠程度広いものであり、

当該ナンバープレートフレームのいずれか一方の側面（底面、左側面又は右側面）に、収納部に対して書類又はカードを挿脱可能とする挿入口と、該挿入口を塞ぐ開閉カバー部とを有する

ことを特徴とする。

【 0 0 0 9 】

当該運転車両と共に携帯すべき書類又はカードとして、具体的には、車検証、保険証及び／又は免許証を収納することも好ましい。

【 0 0 1 1 】

本発明のナンバープレートフレームにおける他の実施形態によれば、当該ナンバープレートフレームの側面の挿入口に対して、開閉カバー部は、当該側面方向にスライドして開閉する、又は、当該ナンバープレートフレームの四隅点のいずれかを支点として蝶番部によって開閉することも好ましい。

【 0 0 1 2 】

本発明のナンバープレートフレームにおける他の実施形態によれば、開閉カバー部の外側に鍵穴を有し、開閉カバー部が挿入口を塞いだ状態で、開閉カバー部の鍵穴に対する鍵の挿入回転によって、開閉カバー部と挿入口とが開錠／施錠されることも好ましい。

また、他の実施形態によれば、

開閉カバー部の外側に指紋読取部を有し、開閉カバー部が挿入口を塞いだ状態で、開閉カバー部の指紋読取部に対するユーザの指の接触によって、開閉カバー部と挿入口とが開錠／施錠されることも好ましい。

更に、他の実施形態によれば、

開閉カバー部の外側に近距離無線通信部を有し、開閉カバー部が挿入口を塞いだ状態で、開閉カバー部の近距離無線通信部に対する電子キーの近接によって、開閉カバー部と挿入口とが開錠／施錠されることも好ましい。

【 0 0 1 3 】

尚、本発明のナンバープレートフレームにおける他の実施形態によれば、挿入口と開閉カバー部との間には、防水機能によって密閉されることも好ましい。

【発明の効果】

【 0 0 1 4 】

本発明のナンバープレートフレームによれば、運転車両と共に携帯すべき書類又はカードを、確実に携帯し収納することができる。特に、本発明のナンバープレートフレームは、車両本体の収納箇所が少ない自動二輪車用であることが好ましい。

【図面の簡単な説明】

【 0 0 1 5 】

【図 1】本発明におけるナンバープレートフレームの利用形態図である。
 【図 2】本発明におけるナンバープレートフレームの取付状態を表す説明図である。
 【図 3】本発明におけるナンバープレートフレームの第 1 の斜視図である。
 【図 4】本発明におけるナンバープレートフレームの第 1 の六面図である。
 【図 5】本発明におけるナンバープレートフレームの第 2 の斜視図である。
 【図 6】本発明におけるナンバープレートフレームの第 2 の六面図である。
 【図 7】本発明におけるナンバープレートフレームの第 3 の斜視図である。
 【図 8】本発明におけるナンバープレートフレームの第 3 の六面図である。
 【図 9】本発明におけるナンバープレートフレームの開閉カバー部の施錠／解錠を表す説明図である。

【発明を実施するための形態】

【 0 0 1 6 】

10

20

30

40

50

以下、本発明の実施の形態について、図面を用いて詳細に説明する。

【0017】

図1は、本発明におけるナンバープレートフレームの利用形態図である。

【0018】

図1によれば、自動二輪車の後部に、ナンバープレート2が取り付けられている。本発明のナンバープレートフレーム1は、ナンバープレート2と車両本体との間に固定的に取り付けられる。勿論、本発明は、自動二輪車に限定するものではなく、ナンバープレートが取り付けられる交通車両であれば適用できる。

【0019】

例えば自動二輪車用のナンバープレート(車両番号標)の寸法サイズは、以下のように規定されている。 10

自動二輪車(排気量126cc以上)：縦125mm×横230mm

小型自動二輪車・原動機付自転車(排気量125cc以下)

：課税標識(地域によってサイズが異なる)

本発明のナンバープレートフレーム1の形状は、板状の長方形であり、その正面の寸法サイズは、ナンバープレートと同一か又は外周枠程度広いものであることも好ましい。また、板状のナンバープレートフレーム1は、一定の厚み(例えば20mm程度)を有する。取り付けられたナンバープレート2とナンバープレートフレーム1とは、外観上、一体的に見える。 20

【0020】

本発明のナンバープレートフレーム1は、当該運転車両と共に携帯すべき書類又はカードの収納部(図1では外観できていない)を備えたものである。その書類又はカードは、当該運転車両と共に携帯すべき車検証、保険証及び/又は免許証であることが好ましい。収納箇所の少ない自動二輪車ほど、これら証明書の収納箇所に迷うことが無くなる。

【0021】

また、本発明のナンバープレートフレーム1は、上下左右のいずれか一方の側面に、開閉カバー部を有する。図1によれば、右側面に伸長する開閉カバー部12が外観できる。開閉カバー部12は、収納部に対して書類又はカードを挿脱可能とする挿入口(図1では外観できない)を塞ぐものである。 30

【0022】

図2は、本発明におけるナンバープレートフレームの取付状態を表す説明図である。

【0023】

図2によれば、ナンバープレートフレーム1は、ナンバープレート2と車両本体3との間に挟み込んで取り付けられている。これらは、ナンバープレート2用の既存の取付ネジ(通常2本のボルト)を挿入して固定される。ナンバープレート2の正面側から挿入された取付ネジ20は、ナンバープレートフレーム1のネジ穴を貫通し、車両本体に届く。車両本体の背面側でナットによって固定される。本発明によれば、ナンバープレート2は、ナンバープレートフレーム1によって少し厚みを持った程度で、外観上、一体的に見える。 40

【0024】

図3は、本発明におけるナンバープレートフレームの第1の斜視図である。

図4は、本発明におけるナンバープレートフレームの第1の六面図である。

【0025】

図3によれば、ナンバープレートフレーム1の右側面に、開閉カバー部12が備えられている。収納部は、破線及び斜線によって表されており、ナンバープレートフレーム1に内設されているために外観できない。尚、図4は、図3のナンバープレートフレームの意匠を特定するためのものである。

【0026】

また、図3によれば、開閉カバー部12には、鍵穴部14が更に搭載されている。鍵穴部14は、開閉カバー部12が挿入口を塞いだ状態で、開閉カバー部12と挿入口とを開 50

錠／施錠するものである。車検証、保険証及び／又は免許証のような書類及びカードにおける盗難防止のためである。勿論、開閉カバー部 1 2 は、鍵穴を必須とするものではなく、単にカチッと閉まる程度のものであってもよい。

【 0 0 2 7 】

図 5 は、本発明におけるナンバープレートフレームの第 2 の斜視図である。

図 6 は、本発明におけるナンバープレートフレームの第 2 の六面図である。

【 0 0 2 8 】

図 5 によれば、ナンバープレートフレーム 1 の右側面の挿入口 1 5 に対して、開閉カバー部 1 2 は、当該上下方向にスライドして開閉する。勿論、開閉カバー部 1 2 は、右側面に限られず、底面又は左側面にあってもよい。開閉カバー部 1 2 をスライドさせることによって、ナンバープレートフレーム 1 に内設された収納部 1 3 の挿入口 1 5 が見え隠れする。開閉カバー部 1 2 を下向きにスライドさせた状態で、挿入口 1 5 に、書類又はカードを出し入れすることができる。尚、図 6 は、図 5 のナンバープレートフレームの意匠を特定するためのものである。

【 0 0 2 9 】

また、図 5 によれば、開閉カバー部 1 2 が、フレーム本体部 1 1 に対してスライドするように、凹凸部が嵌合するように構成されていることも好ましい。別途の開閉部品を要することなく、開閉カバー部 1 2 及びフレーム本体部 1 1 の嵌合構造のみで実現することができる。

【 0 0 3 0 】

更に、ナンバープレートフレーム 1 について、挿入口 1 5 と開閉カバー部 1 2 との間には、防水機能によって密閉されることが好ましい。車検証等の紙書類に対する水濡れを防止するためである。防水機能としては一般的なものであってもよく、例えば挿入口 1 5 の周辺に、ゴムを配置したものであってもよい。

【 0 0 3 1 】

図 7 は、本発明におけるナンバープレートフレームの第 3 の斜視図である。

図 8 は、本発明におけるナンバープレートフレームの第 3 の六面図である。

【 0 0 3 2 】

ナンバープレートフレーム 1 の側面の挿入口 1 5 に対して、開閉カバー部 1 2 は、そのナンバープレートフレームの四隅点のいずれかを支点として蝶番部 1 6 によって開閉する。図 7 によれば、ナンバープレートフレーム 1 の右側面の挿入口 1 5 に対して、開閉カバー部 1 2 の蝶番部 1 6 は、右下頂点に配置されている。勿論、開閉カバー部 1 2 は、右側面に限られず、底面又は左側面にあってもよい。開閉カバー部 1 2 は、蝶番部 1 6 を中心に 90 度以上の角度で開くことによって、ナンバープレートフレーム 1 の右側面の挿入口 1 5 が見える。尚、図 8 は、図 7 のナンバープレートフレームの意匠を特定するためのものである。

【 0 0 3 3 】

図 9 は、本発明におけるナンバープレートフレームの開閉カバー部の施錠／解錠を表す説明図である。

【 0 0 3 4 】

図 9 (a) は、開閉カバー部 1 2 の外側に、機械的な鍵機構を有するものである。開閉カバー部 1 2 が挿入口 1 5 を塞いだ状態で、開閉カバー部 1 2 の鍵穴に対する鍵の挿入回転によって、開閉カバー部 1 2 と挿入口 1 5 とが開錠／施錠される。

【 0 0 3 5 】

図 9 (b) は、開閉カバー部 1 2 の外側に、指紋読取センサを有するものである。開閉カバー部 1 2 が挿入口 1 5 を塞いだ状態で、開閉カバー部 1 2 の指紋読取部に対する運転者の指の接触によって、開閉カバー部 1 2 と挿入口 1 5 とが開錠／施錠される。フレーム本体部 1 1 には、指紋認証用プロセッサが搭載されており、運転者の指紋情報を記憶している。開閉カバー部 1 2 が閉じた状態で、指紋認証用プロセッサは、開閉カバー部 1 2 の指紋読取センサによって読み取られた指紋情報と照合する。指紋情報が一致した際のみ

、開閉カバー部 1 2 を開錠する。

【 0 0 3 6 】

図 9 (c) は、開閉カバー部 1 2 に、開閉カバー部 1 2 の外側に、近距離無線通信部を有するものである。開閉カバー部 1 2 が挿入口 1 5 を塞いだ状態で、開閉カバー部 1 2 の近距離無線通信部に対する電子キーの近接によって、開閉カバー部 1 2 と挿入口 1 5 とが開錠 / 施錠される。フレーム本体部 1 1 には、電子キー認証用プロセッサが搭載されており、運転者の電子キー情報を記憶している。近接無線通信部は、例えば N F C (Near Field Communication)、Felica (登録商標)、Bluetooth (登録商標)、赤外線のような無線通信方式であってもよい。開閉カバー部 1 2 が閉じた状態で、電子キー認証用プロセッサは、開閉カバー部 1 2 の近距離無線通信部によって読み取られた電子キー情報と照合する。電子キー情報が一致した際にのみ、開閉カバー部 1 2 を開錠する。

【 0 0 3 7 】

以上、詳細に説明したように、本発明のナンバープレートフレームによれば、運転車両と共に携帯すべき書類又はカードを、確実に携帯し収納することができる。

【 0 0 3 8 】

前述した本発明の種々の実施形態について、本発明の技術思想及び見地の範囲の種々の変更、修正及び省略は、当業者によれば容易に行うことができる。前述の説明はあくまで例であって、何ら制約しようとするものではない。本発明は、特許請求の範囲及びその均等物として限定するもののみ制約される。

【符号の説明】

【 0 0 3 9 】

- 1 ナンバープレートフレーム
- 1 0 取付ネジ穴
- 1 1 フレーム本体部
- 1 2 開閉カバー部
- 1 3 収納部
- 1 4 鍵穴部
- 1 5 挿入口
- 1 6 蝶番部
- 2 ナンバープレート
- 3 車両本体

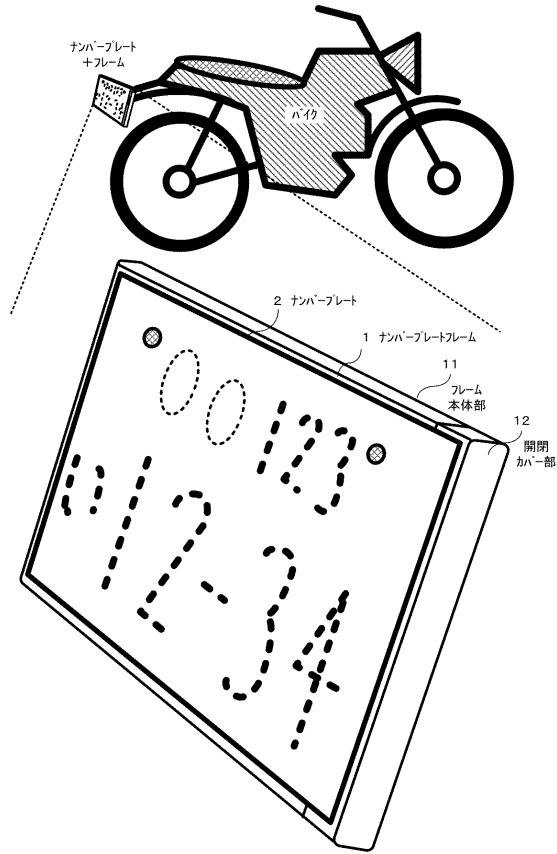
【要約】

【課題】運転車両と共に携帯すべき書類又はカードを、確実に携帯し収納することができるものを収納物を提供する。

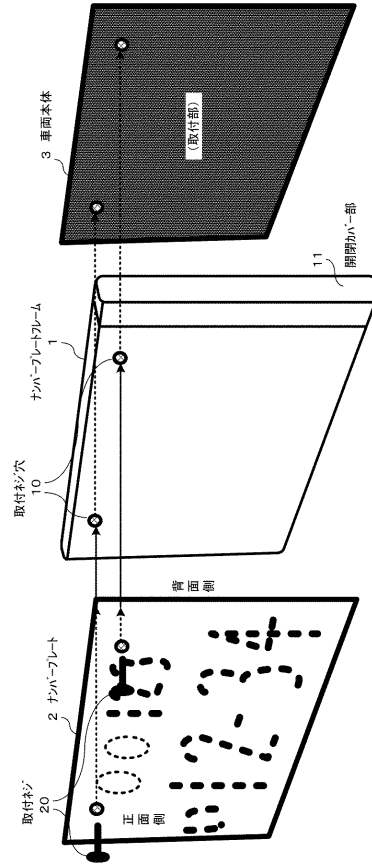
【解決手段】ナンバープレートの裏面側と車両本体との間に固定されるナンバープレートフレームであって、運転車両と共に携帯すべき書類又はカードの収納部を備える。また、当該ナンバープレートフレームのいずれか一方の側面に、収納部に対して書類又はカードを挿脱可能とする挿入口と、その挿入口を塞ぐ開閉カバー部とを有する。更に、開閉カバー部は、当該側面方向にスライドして開閉する、又は、当該ナンバープレートフレームの四隅点のいずれかを支点として蝶番部によって開閉する。更に、開閉カバー部の外側に鍵穴を有し、開閉カバー部が挿入口を塞いだ状態で、開閉カバー部の鍵穴に対する鍵の挿入回転によって、開閉カバー部と挿入口とが開錠 / 施錠される。

【選択図】図 2

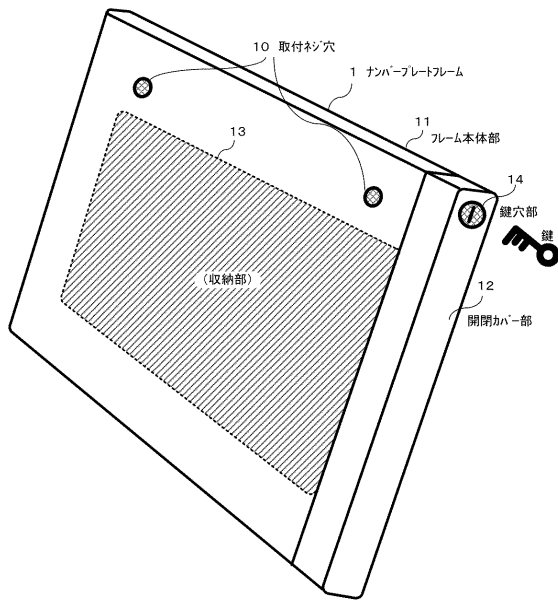
【図1】



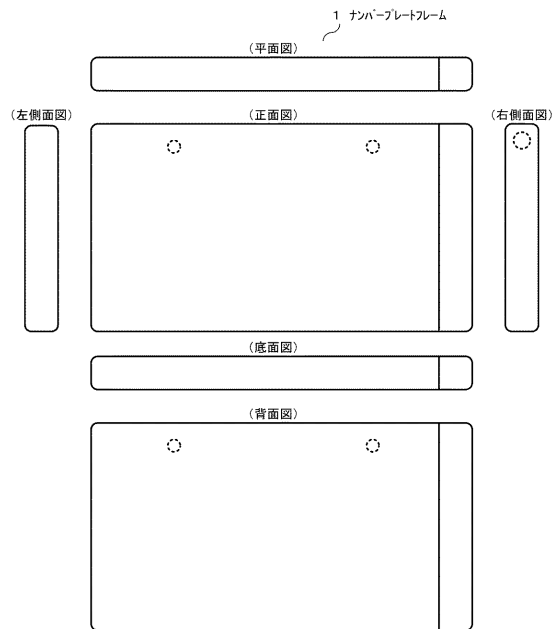
【図2】



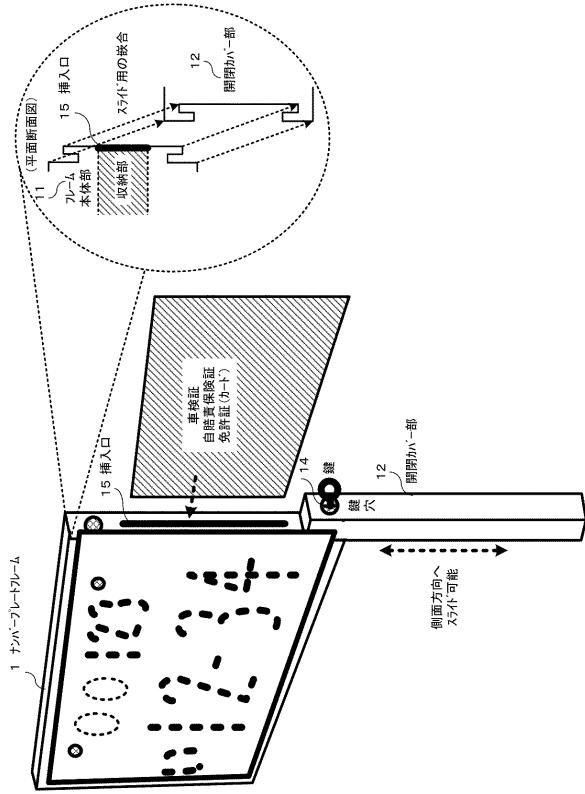
【図3】



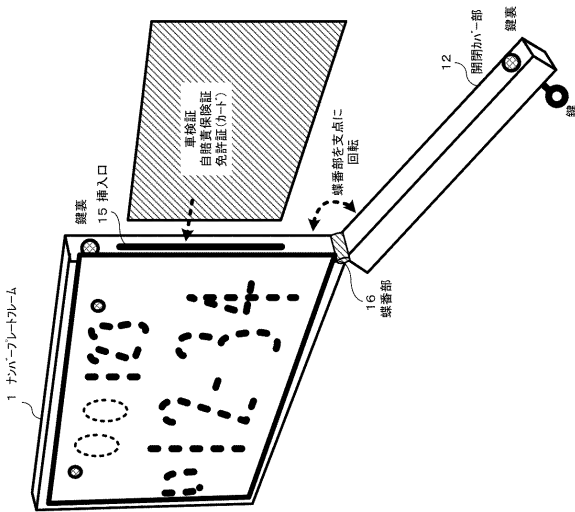
【図4】



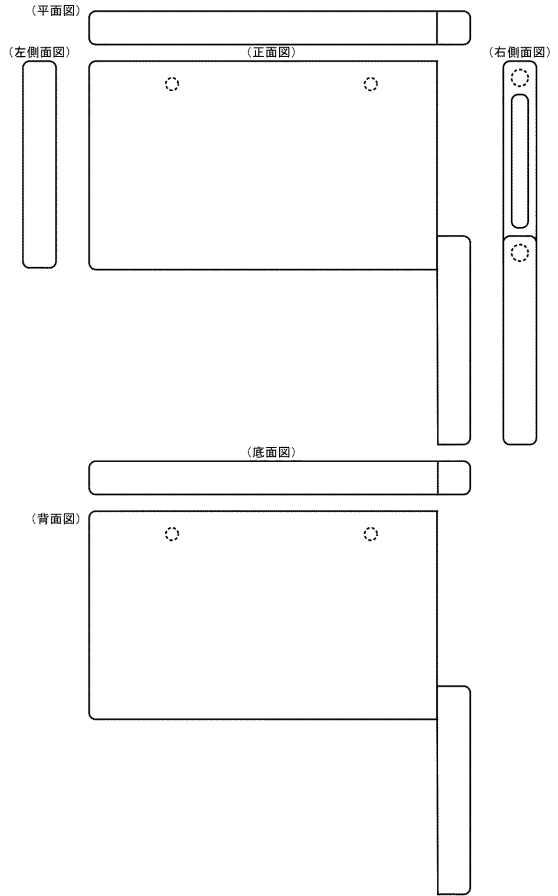
【図5】



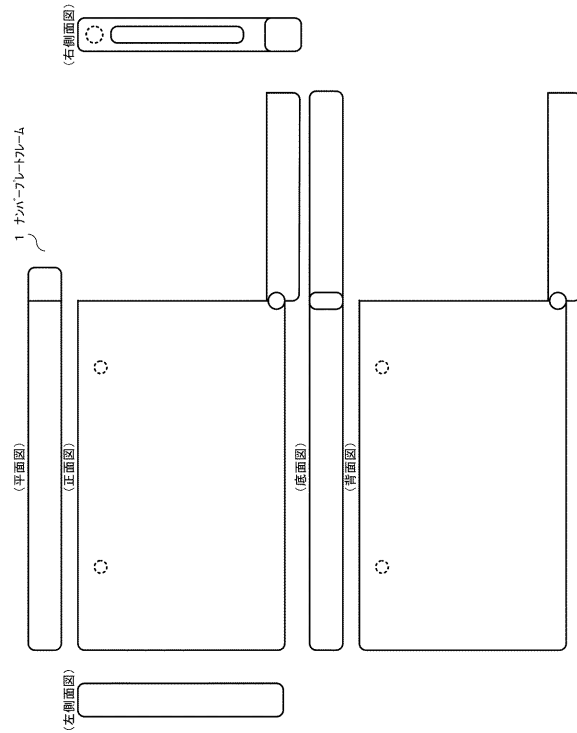
【図7】



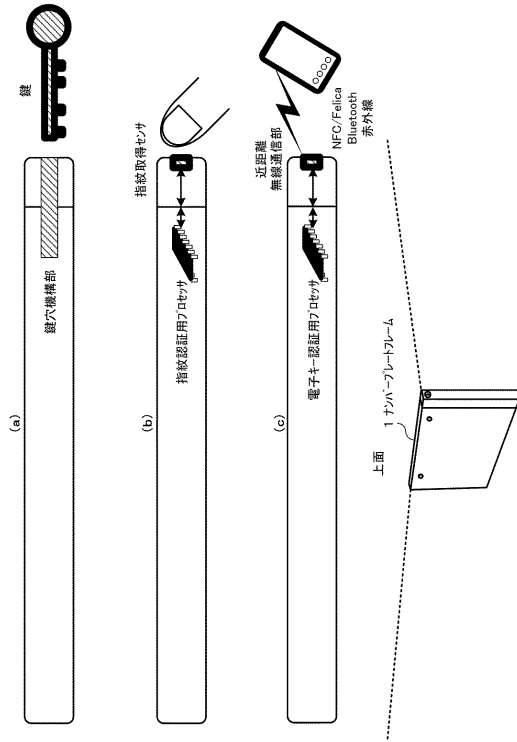
【図6】



【図8】



【図9】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開2004-339928(JP,A)
特開2010-143414(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B60R 13/10

B62J 99/00